

請願工事（承認工事）

「道路法24条工事」

手 引 き

国土交通省 仙台河川国道事務所
石巻国道維持出張所 管理第三係

TEL 0225-95-5237

FAX 0225-22-5956

道路法24条 承認工事の取扱いについて(案)

I. 承認基準

1. 車両乗入れ部の設置

(1) 車両乗入れ部の定義

ここで「車両乗入れ部」というのは、車両が道路に隣接する民地等に出入りするため、縁石等の一部に対して切下げ又は切り開き等の処置を行う箇所をいい、従前の「承認工事の取扱いについて(平成7年3月13日付け建東道政第112号及び建東道管第12号東北地方建設局長通知)」における、従前の承認基準で言うところの「通路」と同じ意味である。

「歩道の一般的構造に関する基準等について」(平成17年2月3日付け国都街第60号及び国道企第102号国土交通省 都市・地域整備局長及び道路局長通達(以下「道路局長通達」という。))との整合を取るために定義する。

(2) 車両乗入れ部の箇所等

1) 車両乗入れ部は、原則として対象施設について1箇所とし、出入口を分離する必要のある施設等特別の事情のある場合及び特に大型の貨物自動車の出入りする場合は、2箇所まで承認することが出来る。

2) 車両乗入れ部は、原則として次に掲げる①から⑨までの場所以外に設けるものとする。ただし、民家等にその家屋所有者の自家用車が出入りする場合であって、自動車の出入りの回数が少なく、交通安全上特に支障がないと認められる場合には、②から④、⑥及び⑧は適用しないことができるものとする。

① 横断歩道(自転車横断帯を含む)及び前後5m以内の部分。なお、当該箇所に停止線がある場合は、当該停止線から5m以内の部分。

② トンネル、洞門等の前後各50m以内の部分。

③ バス停留所、路面電車の停留場の中。ただし停留所を表示する標柱又は標示板のみの場合は、その位置から各10m以内の部分。

④ 地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5m以内の部分。

⑤ 交差点(総幅員7m以上の道路の交差する交差点をいう。停止線を含む)の中及び交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分。ただしT字型交差点のつきあたりの部分を除く。

⑥ バス停車帯の部分。

⑦ 橋の部分。

⑧ 防護柵及び駒止めの設置されている部分。

⑨ 信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所。ただし道路管理者及び占用者が移転を認めた場合は除く。

3) ただし書きの場合(②から④、⑥、及び⑧の適用を除外する場合は、必要に応じてあらかじめ警察署の意見を聴取すること。

(3) 車両乗入れ部の構造

1) 構造に関する共通事項

① 歩車道境界の段差

車両乗入れ部における歩車道境界の段差は5cmとする。

② 平坦部の確保

歩道面には、原則として1 m以上の平坦部分を連続して設けるものとする。

また、当該平坦部分には、道路標識その他の路上施設又は電柱その他の占用物件は、やむを得ない場合を除き原則として設けない。

なお、歩道幅員が十分確保できる場合には、車いす利用者の円滑なすれ違いを考慮して、2 m以上の平坦部分を確保するよう努めるものとする。

③ 車両乗入れ部以外への車両進入の防止等の措置

車両乗入れ部から、車両乗入れ部以外の歩道や民地への車両の進入を防止し、歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するために、必要に応じ駒止め、車止めブロック等の施設により交通安全対策を講ずるものとする。

また、民地から車両乗入れ部以外の歩道に車両の進入が可能な場合は、車両の進入を防止する措置を講じ、歩行者の安全確保に配慮すること。

④ 排水対策

歩行者の快適な通行や沿道の土地利用への影響を考慮して、雨水等の適切な排水を十分配慮した対策を行うものとする。

2) 分類、形状、及び舗装構成

① 分類

申請目的により通行可能性のある自動車の種別を判断し、以下の分類とする

(a) 第1種通路

大型トラック、トレーラー、普通自動車等の出入りする、ガソリンスタンド、工場、大型店舗、ドライブイン、駐車場および倉庫等の通路または、現実にそれらの車両が出入りしている通路があるところ。

(b) 第2種通路

普通自動車等の出入りする通路または、現実にそれらの車両が出入りしている通路があるところで第1種通路以外のところ。

(c) 第3種通路

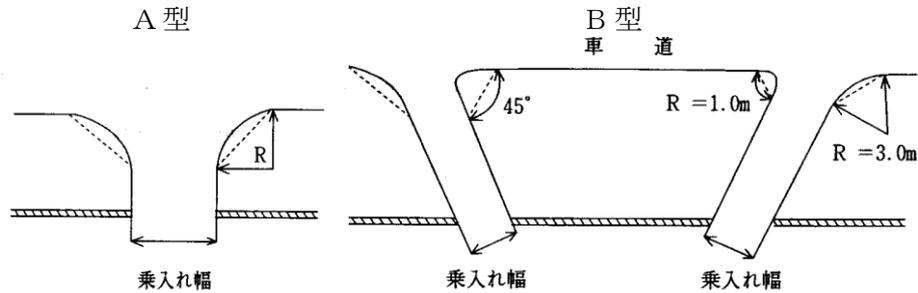
小型自動車程度のみが出入りする通路または、現実にそれらの車両が出入りしている通路。

出入りする車種のうち最大のものから判断することとし、自動車の種別は、**道路構造令第4条第2項**の分類による。

② 形状

図-1に示すA型及びB型の2種類を標準とし、特殊な箇所については別途考慮する。

図-1 車両乗入れ部の形状



※ 一方通行、中央分離帯設置区間及び同設置計画のある区間で、通路を2箇所設ける場合は、原則としてB型とする。

③ 幅員

分類及び形状により表-1に定める幅員を標準とする。

表-1 車両乗入れ部の幅員（最大値）

分類	形状	A 型	B 型
	第1種通路		12m
第2種通路		8m	7m
第3種通路		4m	—

※1 車種分類はいずれも単車を基本としている。したがって、トレーラー又は特殊な車両が出入りする箇所で、当該車両等の軌跡図によって物理的に出入りが不可能であれば別途考慮することが出来る。

※2 通路の幅はいずれも最大値であって申請者の都合、あるいは、道路管理上支障がある場合は、表-1の値より縮小することが出来る。

④ 舗装構成等

舗装厚、構造等は表-2によるものとする。

通路の舗装については、本線の舗装にかかわらず、アスファルト舗装を原則とする。◎本線舗装は別途打合せのうえ、別途定める。

表-2 車両乗入れ部の舗装構成

舗装種類	構造	第1種通路	第2種通路	第3種通路	備考
アスファルト舗装	表層細粒度アスコン (13) ③	5cm	5cm	5cm	
	基層粗粒度アスコン (20) ①	10cm	5cm		
	下層路盤 (RC-40)	30cm	25cm	25cm	
コンクリート舗装	コンクリート 21 ⑨ ($\sigma 28 = 21N / mm^2$)	25cm	20cm	15cm	
	下層路盤 (RC-40)	25cm	20cm	10cm	
特殊舗装等	インターロッキングブロック	8cm	8cm	8cm	
	コンクリート ②	17cm	12cm	7cm	
	クラッシャーラン (RC40 ~ 0mm)	25cm	20cm	10cm	

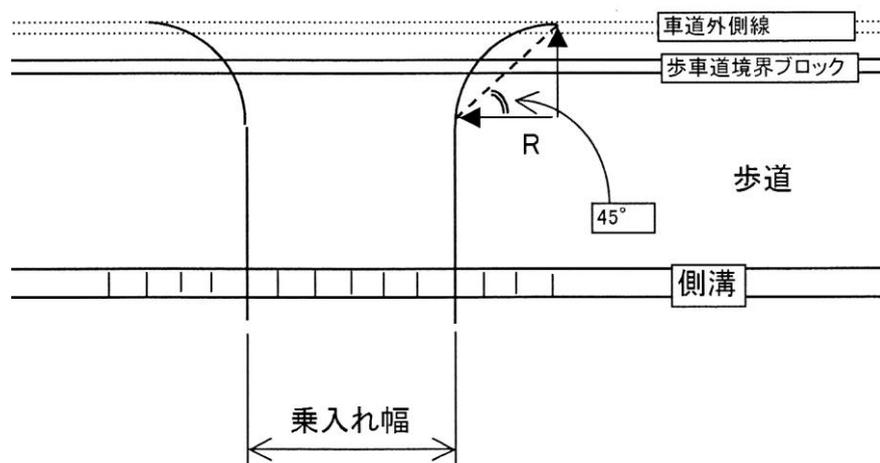
構造欄中の丸数字は共通仕様書の規格を示す

- ※1 舗装厚は、出入りする車種の最大のを適用する。
- ※2 コンクリート舗装の場合、コンクリート舗装要綱によるものとし、生コンクリートの呼び強度（設計基準強度） $\sigma 28 = 210\text{kgf} / \text{cm}^2$ 以上とする。
- ※3 アスファルト舗装の場合は、アスファルト舗装要綱によるものとする。
- ※4 インターロック等特殊舗装の場合は特殊舗装とコンクリートを合算した数値が表-2のコンクリート厚になることを基本とする。
ただし、3種についてはアスファルト舗装要綱に準ずるものとする。
- ※5 路床土は、良質土を用いることとする。
- ※6 路盤材料は、粒調碎石又はクラッシャーランを用いるものとする。
- ※7 申請者の都合により乗入れ幅を縮小する場合においても、舗装厚は減じないものとする。
- ※8 表-2は、申請者自らが施工する場合であり、道路管理者の工事との同時施工により道路管理者が施工する場合の舗装の種別については、別途考慮できるものとする。

3) すみ切り

車両乗入れ部のすみ切りは、次に掲げる図の直線（点線）又は曲線で施行できるものとする。

すみ切り 参考図

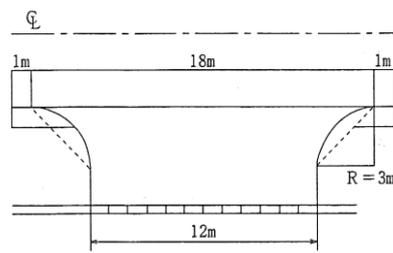


分類	すみ切り半径 (R)
第 1 種 通路	3 m
第 2 種 通路	2 m
第 3 種 通路	1.5 m

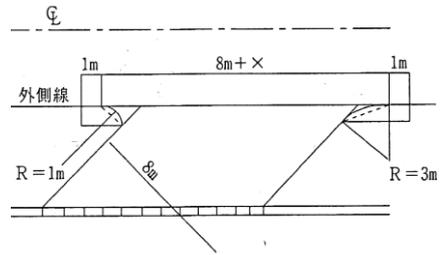
- ※1 すみ切りは、車道乗入れ幅側端と車道外側線に接する、各通路の分類による半径Rの円弧、又は45°の直線とする。
- ※2 車道端から官民境界線まで、上記の長さを確保できない場合は、官民境界線から当該長さによって半径を決定するか、若しくは45°ですりつけるものとする。

(イ) 第1種通路

A 型

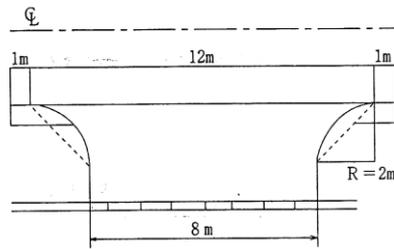


B 型

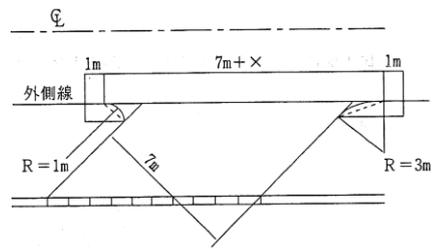


(ロ) 第2種通路

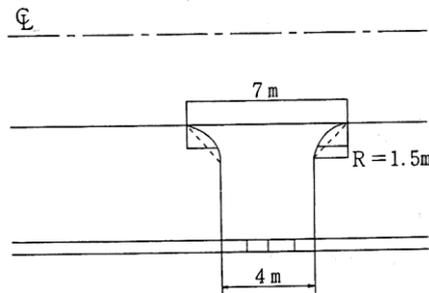
A 型



B 型



(ハ) 第3種通路



4) 縦断勾配

車両乗入れ部の縦断勾配は、路肩から下記区間において± 2.5 %以内とする。

- ① 第1種通路 10 m
- ② 第2種通路 5 m
- ③ 第3種通路 3 m

5) 視 距

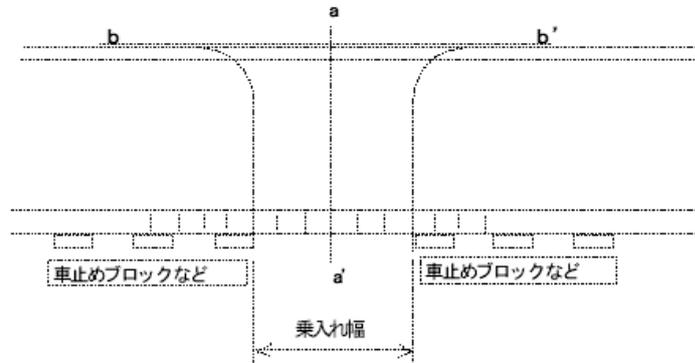
車両乗入れ部における見通し距離は、国道に出るため一旦停止し、国道の交通状況を確認する位置において、道路構造令でいう視距が確保できること。

6) 歩道形式ごとの車両乗入れ部の設置

歩道形式ごとの、車両乗入れ部の設置は参考図—1を標準とする。
また、車両乗入れ部における縁石の構造は参考図—2のとおり

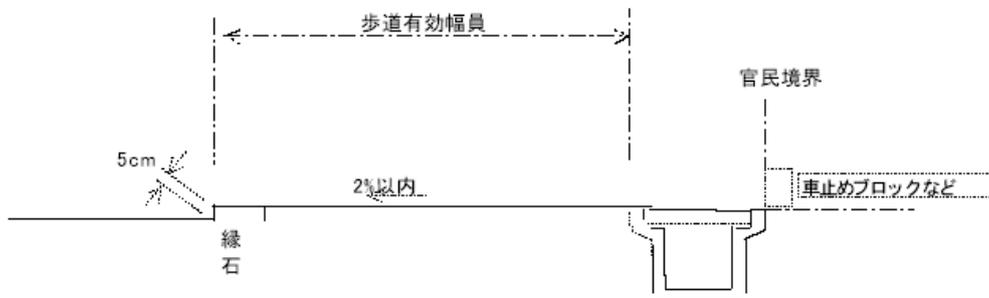
参考図一

(イ) セミフラット 構造の歩道にA型の通路を設置する場合

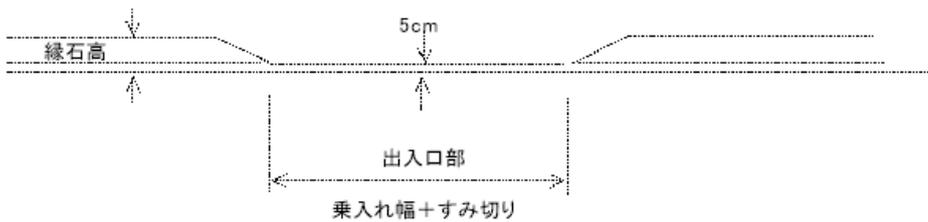


(注) 民地側にへい等を設置することが確実な場合は、車止め等の設置を省略することが出来る。

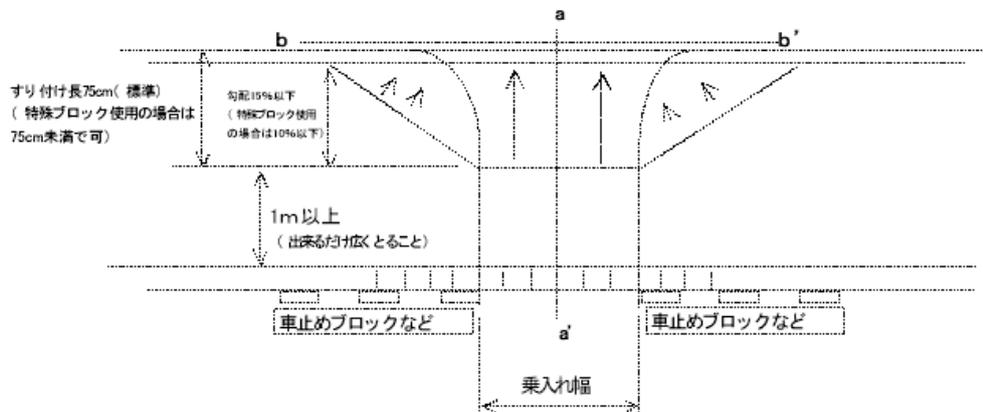
a-a' 断面



b-b' 断面

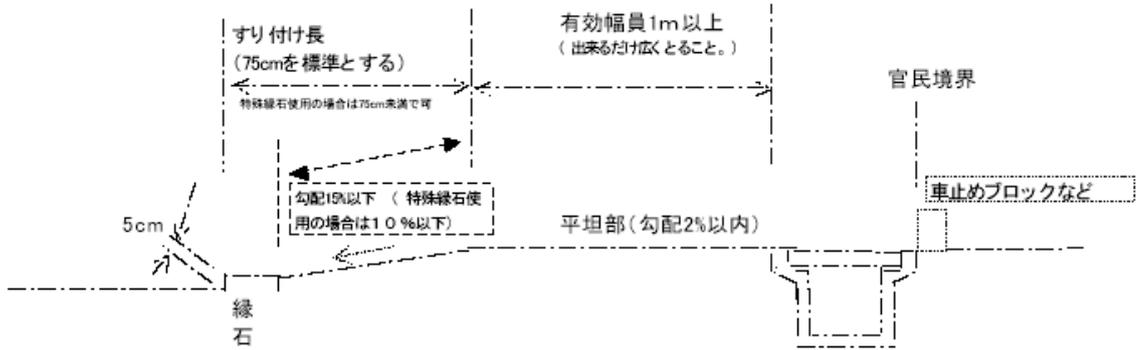


(ロ) 既設マウンドアップ構造で、車道面からの高さ15cm以下の歩道にA型の通路を設置する場合

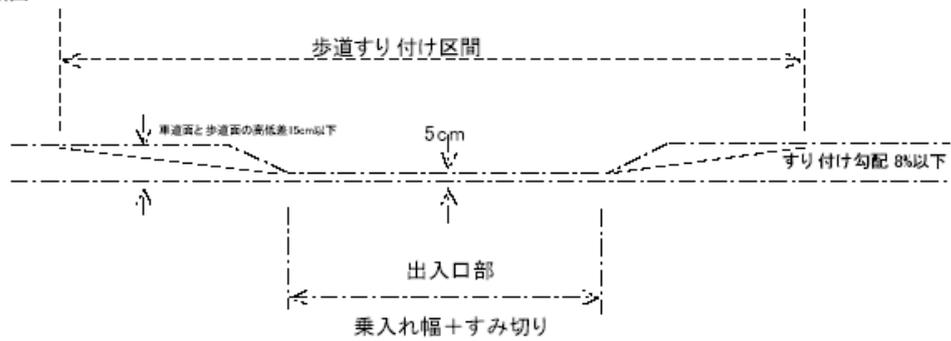


(注) 民地側にへい等を設置することが確実な場合は、車止め等の設置を省略することが出来る。

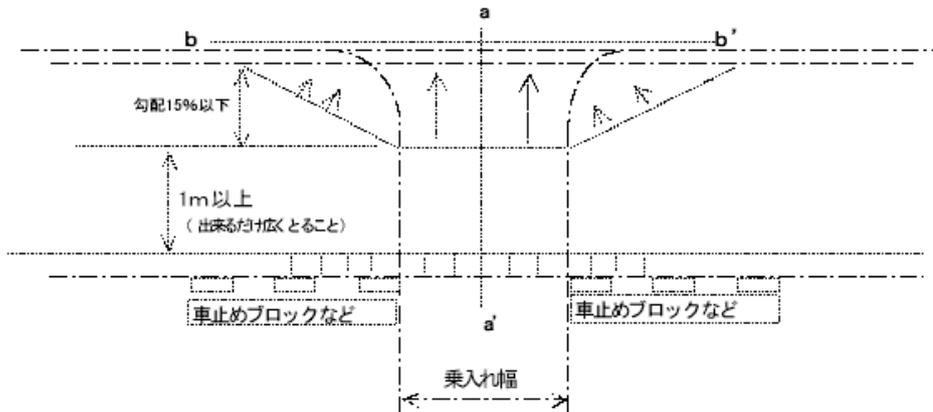
a-a' 断面



b-b' 断面

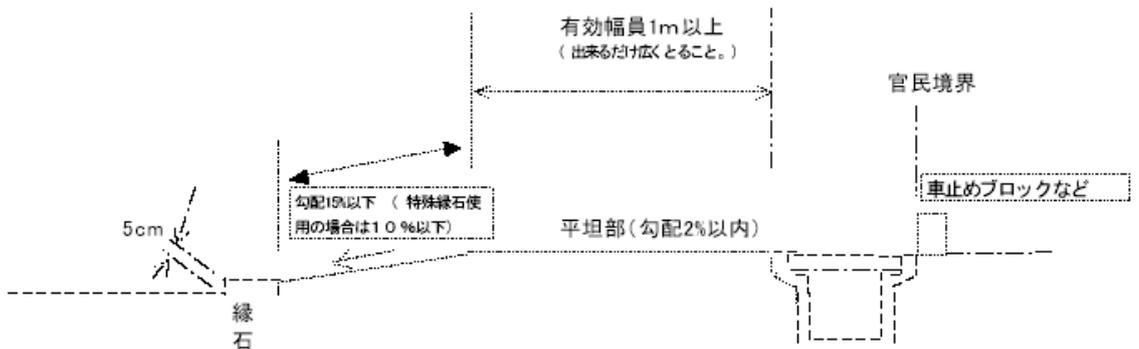


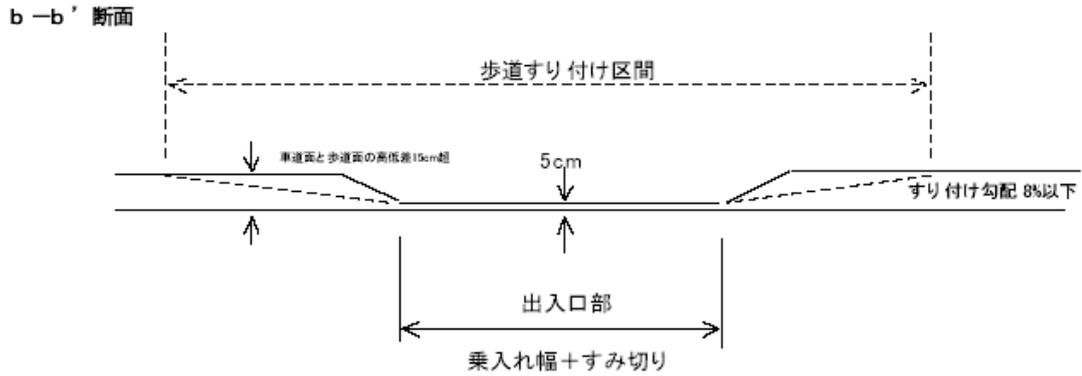
(ハ) 既設マウンドアップ構造で、車道面からの高さ15cmを超える歩道にA型の通路を設置する場合



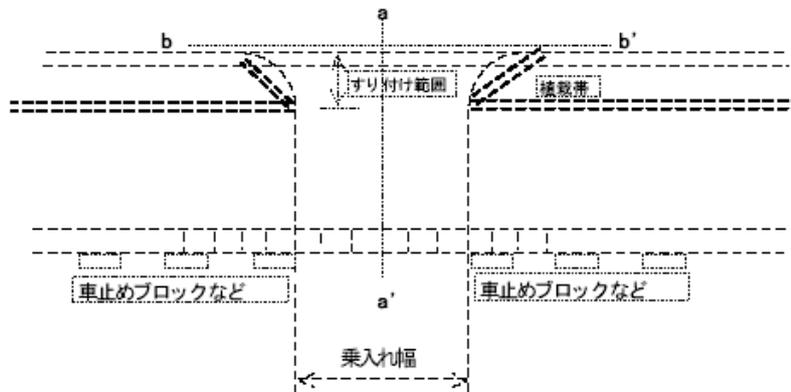
(注) 民地側にへい等を設置することが確実な場合は、車止め等の設置を省略することが出来る。

a-a' 断面



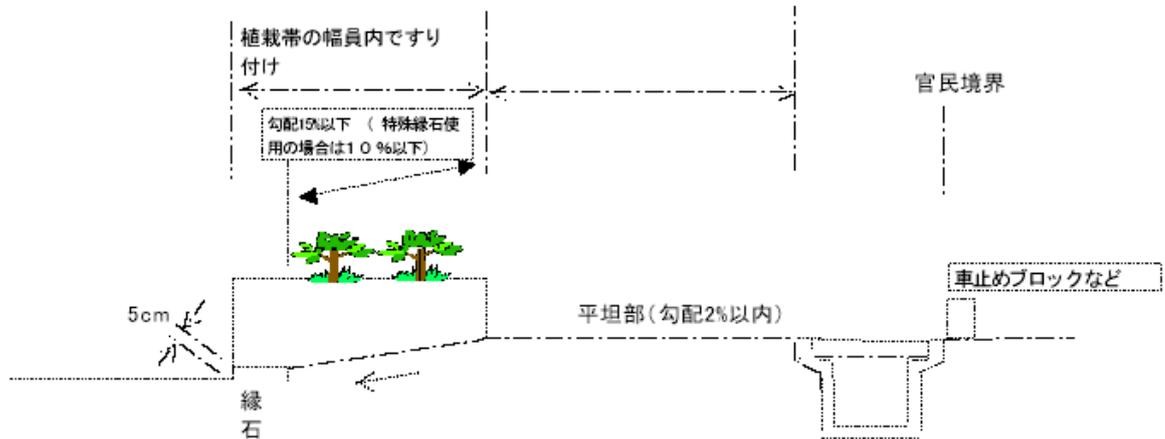


(二) 既設マウンドアップ構造の歩道で、車道側に植栽帯などがある場合
 植栽帯の幅員内で、すり付けを行う。これによりがたい場合は、上記(ロ)～(二)による。

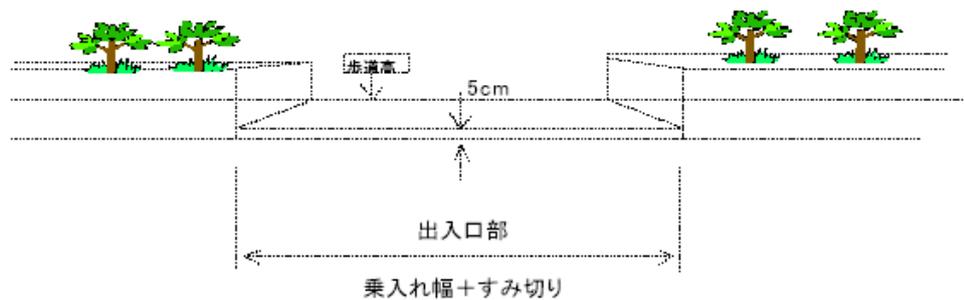


(注) 民地側にへい等を設置することが確実な場合は、車止め等の設置を省略することが出来る。

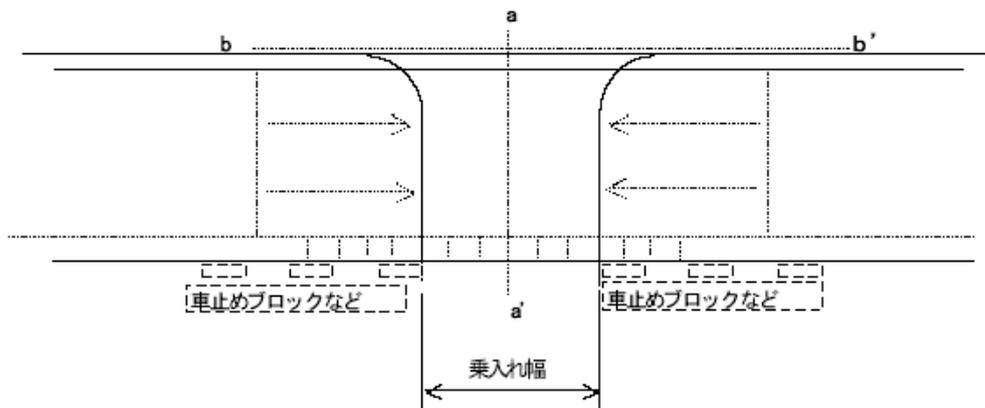
a-a' 断面



b-b' 断面

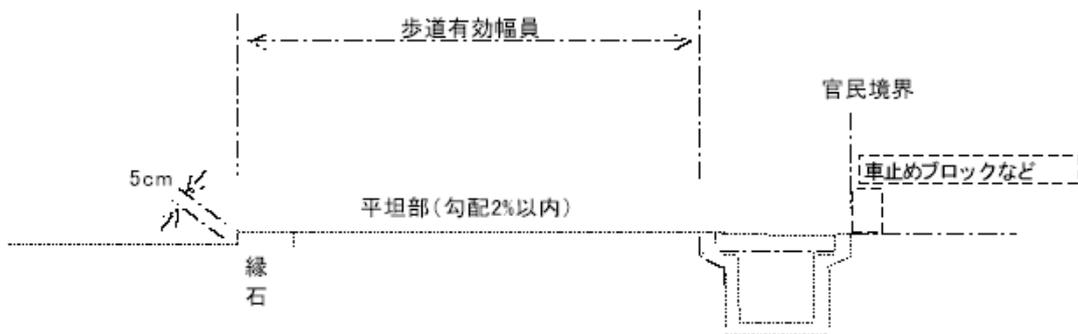


(ホ) 既設マウンドアップ構造の歩道で、幅員が狭く、平坦部及び横断勾配の確保が困難な場合

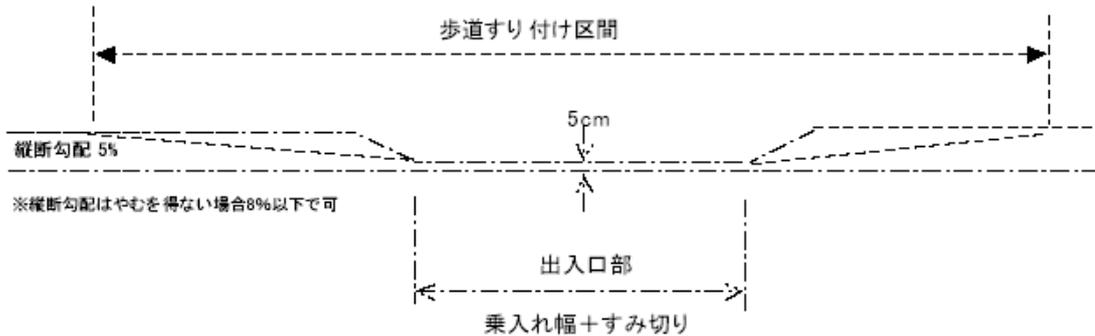


(注) 民地側にへい等を設置することが確実な場合は、車止め等の設置を省略することが出来る。
 民地との高低差が生じる場合は、民地側の地盤高やすり付けを工夫するよう指導すること。
 既設の側溝等がある場合、切下げ後の流量確保など従前の機能・効果を損なわないよう留意すること。

a-a' 断面



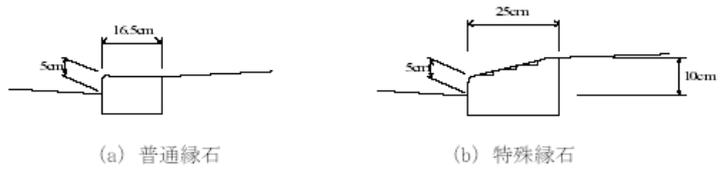
b-b' 断面



(ヘ) 歩道の構造がフラット方式となる場合

車道と歩道の高低差が無いものとして、(イ) セミフラット構造の歩道に準じる

参考図-2 車両乗入れ部における縁石の例

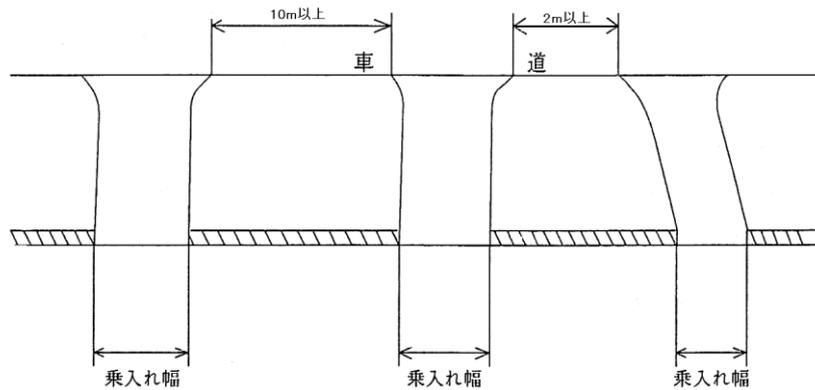


7) 車両乗入れ部の間隔について

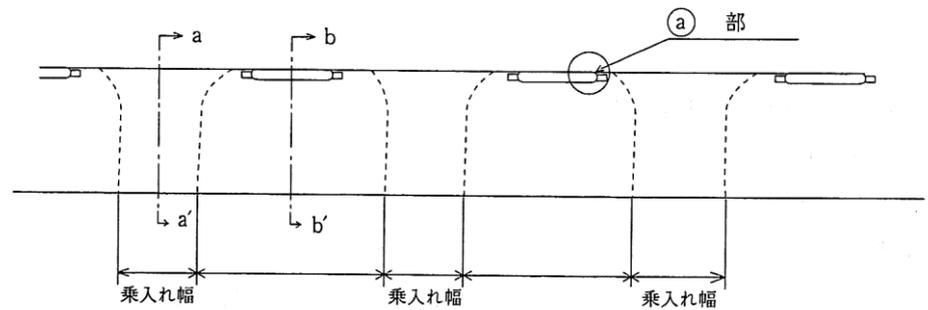
(イ) 隣接する車両乗入れ部の間隔は、出入する自動車によって、本線車両の通行に支障とならないよう必要な長さを確保するものとする。

ただし、申請敷地の利用状況及び敷地間口の長さが十分でない等特殊な事情がある場合は次の図のとおりとする。

なお、1申請について車両乗入れ部を2箇所設ける場合、A型にあつては車道端（外側線）で10m以上、B型にあつては官民境界線で5m以上の間隔をとるものとする。

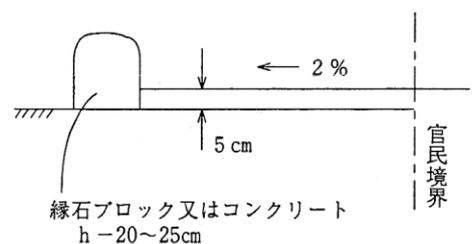
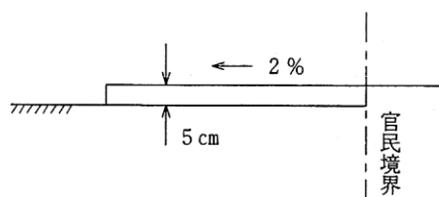


(ロ) 参考図-1（ホ）で示す車両乗入れ部を設置することで、隣接する車両乗入れ部との間において、歩道の縦断方向の平坦性が十分確保されず自転車等の通行に支障が生ずる恐れがある場合は、歩道高さと同様に車両乗入れ部間口高さ等を極力同一とするように努めるものとする。

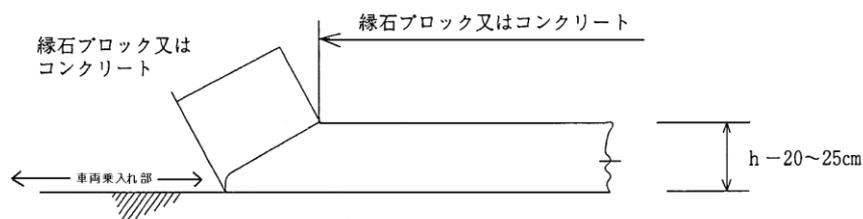


a-a' 断面図

b-b 断面図



a 部詳細図

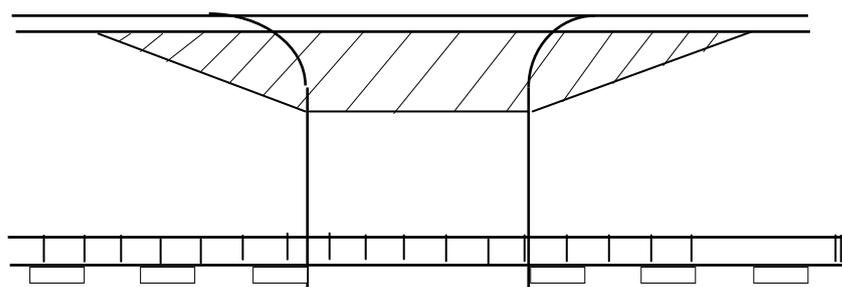


- (ハ) 交差道路（総幅員 7m 未満の取付道路をいう。）と隣接する場合は、交差点の側端又は道路の曲がり角から原則として 2m 以上の間隔をとること。

8) 交通安全対策

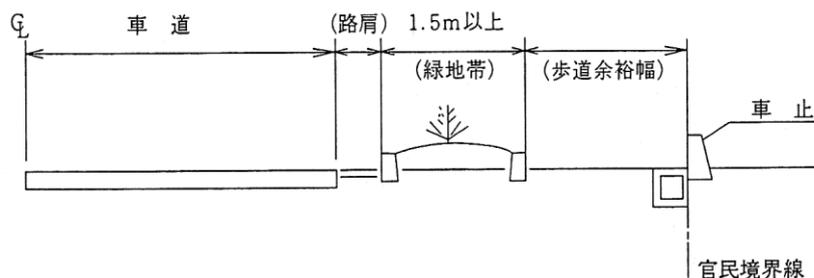
車両乗入れ部の設置にあたっては、すり付け部分や切り下げ部分と、平坦部分を色分けするなどして、歩行者及び運転者に対してすり付け部の識別性を向上させることに努めるものとする。

※斜線部分について平坦部と色分け



9) 緑地帯等の設置

- ① 車両乗入れ部以外の箇所を盛土及び切土する場合、車両乗入れ部以外の道路敷地は可能なかぎり、緑地帯を設けるものとする。
- ② 歩道設置計画のある箇所については、歩道余裕幅を官民境界に沿って確保するものとする。
- ③ 路肩の幅員は、前後の幅員を考慮し決するものとする。
- ④ 民地側と、官地側の地盤高が面一になる場合は、出入口部を除き、官民境界線に沿って民地側に車止めを設置するよう指導するものとする。



2. 車両乗入れ部以外について

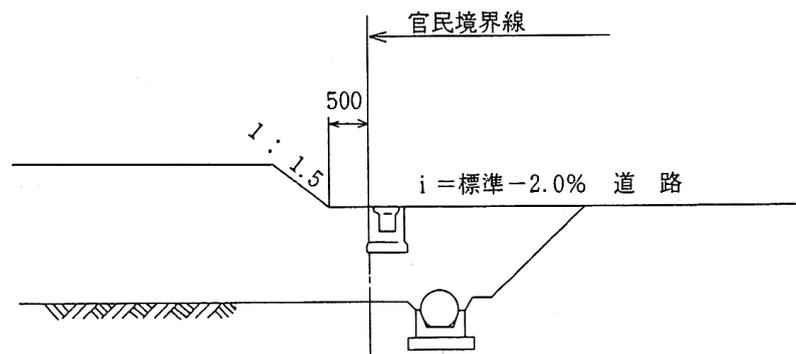
(1) 一般施工

- 1) 民地の切土、盛上の施工高は、その目的によって決められるものであり、その法尻が民地内に納まるようにするものとする。
- 2) 切土、盛上の施行高及び縦横断勾配は、原則として当該道路の計画を動案したうえでの構造、勾配に整合させること。
- 3) 盛上の場合、良質土をもって盛土すること。
- 3) 切土する場合において発生する土砂（道路敷分）は、当局の指示する直轄工事箇所又は地方公共団体等が計画する事業箇所等へ処理するものとする。ただし、不良土で盛土に利用できない場合は別に指示し、処理しなければならない。

4)

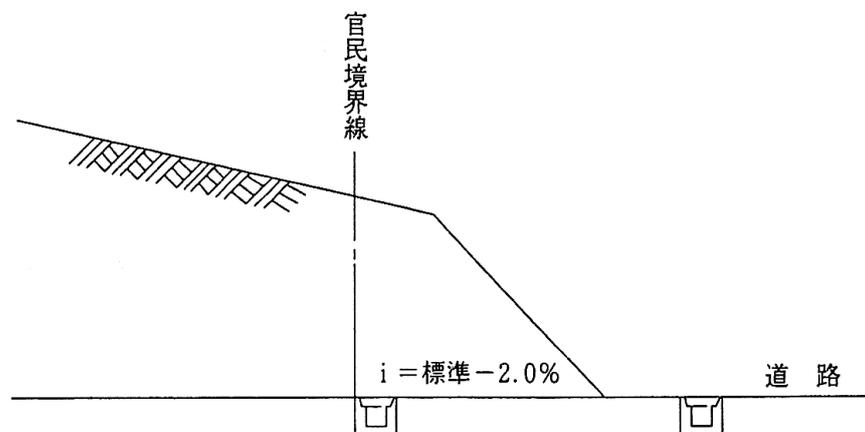
(盛土の場合)

法面埋め立ての末端が段落ちとなる場合等承認工事の施工により、一般交通に危険が生じる恐れのある場合は、これを防止するため必要な安全施設を設置すること。



(切土の場合)

民地の切取断面及び構造が崩落、落石等により道路に危険を及ぼさない構造のものであること。



(2) 埋設物の処理

- 1) 盛土によって在来の用排水機能を埋設する場合は、用排水機能に支障を与えないよう十分な断面と強度を有する構造物（管渠、函渠等）の新設または在来構造物の補強等を行うものとする。
- 2) 構造物の埋設延長が、20m以上にわたる場合は、延長15～20m毎に清掃用のマンホールを設けること。ただし、前後の既設マンホール等の位置を考慮して決定するものとする。
- 3) 構造物を設ける場合は、前後の接続等を考慮して敷高延長を決定するものとする。

(3) 側溝の設置

- 1) 官民境界線の官地側沿いコンクリート側溝（U型、L型、半円型等）を設置するものとする。側溝の種類、構造、勾配等については、申請地と隣接地の現況及び将来の状況を考慮し、道路管理者において決定するものとする。
ただし、既設の側溝があり、二重構造となって管理上不都合な場合はこの限りでない。
- 2) 側溝がある場所を車両乗入れ部として使用する場合は、必要に応じ、道路管理者の指定する側溝及び蓋を設置するものとする。
- 3) 道路用地以外に降った雨水は原則として路面排水施設には流入させないものとする

(4) 官民境界杭の設置

官民境界線に沿ってコンクリート側溝を設置した場合でも、境界杭によって敷地を明確にしなければならない。

(5) 環境上の配慮等

切土、盛土の場合については、路肩保護のため、前後の状況を勘案したうえで、必要に応じ車道端から側帯に相当する幅を車道舗装厚と同厚とし、その外側においては、不法駐車、ごみ捨て等道路環境を著しく害することのないよう花壇、緑地帯を設ける等して、環境の整備についても十分考慮するものとする。

II. 承認申請の取扱いについて

1. 承認申請

承認工事の施行にあたっては、事前打合せのうえ次の書類を道路管理者に提出するものとする。

(1) 申請書 別紙様式のとおりとする。

(2) 設計書 工事の種別、詳細、数量、金額等を記入したもの、ただし金額は省略することができる。

(3) 添付図面

- | | | | |
|-----|---------|----|---|
| 1) | 位置図 | 縮尺 | 1/50,000 ※コピー不可 |
| 2) | 現況平面図 | 〃 | 1/500 以上 |
| 3) | 計画平面図 | 〃 | 1/500 以上←施工範囲は 朱書 きすること
道路境界線・境界杭は 朱書 きすること |
| 4) | 計画断面図 | | |
| | (イ) 横断面 | 〃 | 1/100 以上 (民地側平坦部 1 種 10 m . 2 種
5 m . 3 種 3 m を記載すること)
地下埋設物・土被りも記載すること |
| | (ロ) 縦断面 | 〃 | 1/100 ~ 1/1,000 |
| 5) | 構造図 | 〃 | 1/50 以上 |
| 6) | 建物配置図 | 〃 | 1/500 以上 (計画平面図に兼ねることができる。
建築図あれば添付願います。) |
| 7) | 施工面積計算 | 〃 | 1/500 ※単位は㎡ |
| 8) | 保安施設設置図 | 〃 | 1/500 「東北地方整備局制定・共通仕様書により
計画すること」 |
| 9) | 登記簿謄本 | — | ※申請者が土地所有者であるか確認の為。 |
| 10) | 公図 | — | ※(写)で結構です。 |
| 11) | 現況・計画写真 | — | ※現況写真は少なくとも三方向から(正面・
起点から終点・終点から起点)撮影し、計画
乗り入れを 赤書 きし、添付する。 |
| 12) | 排水計画図 | | |
| 13) | 乗入車両軌跡図 | | |
| 14) | 安全管理計画図 | | |

(4) 同意書等

第三者と利害関係が生ずるものについては、関係人の同意書又は他の法令による許可等を必要とする場合においては所管行政庁の許可申請書等写しを添付するものとする。

(5) 交通処理計画書

車両乗入れ部の設置に伴い、一般交通に支障が生ずる恐れがあると思料される場合は、必要な施設対策を検討するため、交通処理計画書(敷地、店舗等面積、予想される車両交通量、ピーク時交通量、本線交通量等記載したもの)を提出するものとする。

2. 変更申請

承認後に申請者の諸事情により承認内容と異なる工事を施行する必要を生じた場合、は工事の期間内に工事が完成できない場合は、承認申請に準じて変更申請を提出するものとする。(担当職員と細部打合せすること)

3. 提出部数

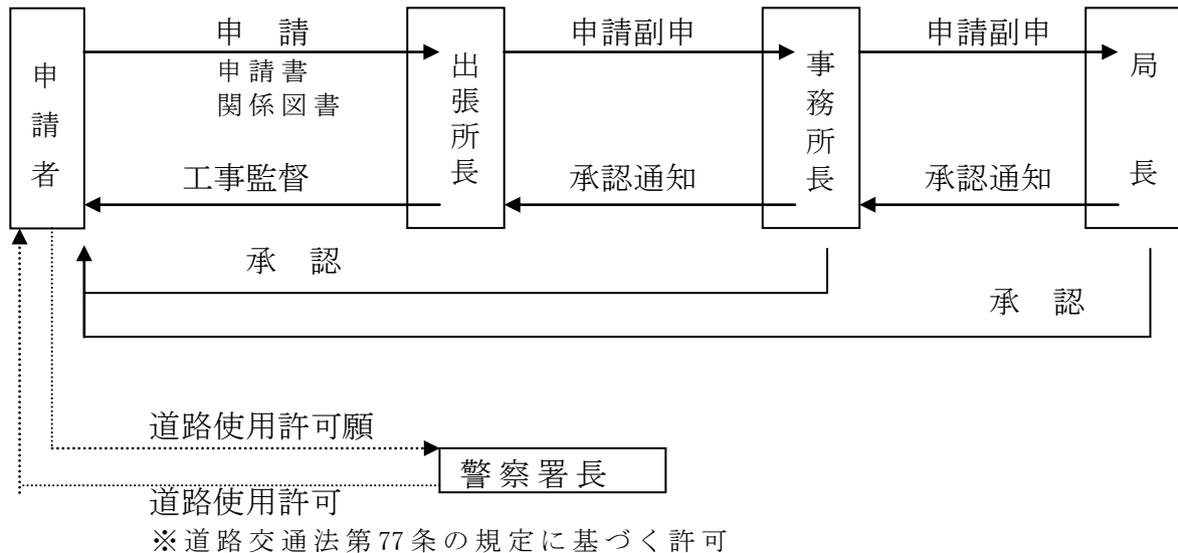
承認（変更）申請に必要な部数は次のとおりとする。

◎局長承認 3部 ○事務所長専決 2部

※ 事務所長専決、東北地方建設局処務細則第15条第2号及び第15条の解釈及び運用方針第2参照。

4. 取扱い経路

下記の審査経路を経て承認処分がなされる。



III. その他

本取扱いに定めのない場合については、道路構造令のほか、道路管理者がその工事を行う場合の技術基準によること。

IV. 施行期日

本取扱いは、平成17年4月1日から施行する。

なお、施行日前において承認済みあるいは事前打合せ済のものは、従前の取扱いによることができる。

V. 特記事項

1) 乗入口は原則として対象施設について1箇所とする。ただし、出入口を分離する必要のある施設等特別事情のある場合及び特に大型の貨物自動車等が出入りする場合は、道路管理者との協議次第で2箇所まで承認することが出来る。また、以下の基準を満たしていること。（一般例です。）

(1) 停止視距

出口の見通し距離は、国道に出るため一旦停止し、国道の交通状況を確認する位置において、道路構造令でいう視距を確保して下さい。

※停止視距とは？……物体を認めてから停止するまでに必要な距離を言います。（略）

(2) 通路の路肩

通路には、両側に幅 1.5 ～ 1m の路肩を設け、アスファルト簡易舗装か砂利敷（径 25mm 以上厚 10cm ）を行ってください。

(3) 側溝及び側溝蓋

官民境界線の民地側沿いに側溝を設置してください。側溝の種類、構造、勾配等については、申請地と隣接地の現状及び将来の状況を考慮し、**道路管理者において決定したものを設置してください。**

但し地形、通路の幅員、構造等において、路面排水処理に支障がないと認められる場合又、既設の側溝が設置されており二重構造となって管理上不都合な場合は、この限りではありません。

側溝蓋は、通路部はT-25、またはT-20、歩道部はT-2を使用してください。

側溝及び側溝蓋は、既製品使用を原則とし、それによりがたい場合は現場打設で設置することができます。なお、規格寸法等は出張所等の（担当者）へお尋ね下さい。

*側溝蓋T-25規格を用いる場合
（概ね一種通路）

- ① 20 t 超の車両の乗入れが確実に見込まれる場合
- ② ドライブイン、コンビニエンスストア等
- ③ ガソリンスタンド等

上記以外の通路においては、T-20を用いる。

なお、②③において20 t 超の車両の乗入れを禁止している箇所では、T-20を使用。

(4) 官民境界杭の設置

官民境界沿いに側溝を設置した場合でも、境界杭又は境界プレートによって敷地を明確にして下さい。

※工事により管民境界杭等を一時撤去する場合には、必ず担当出張所に連絡のうえ、担当職員立会いの基に撤去、埋設して下さい。

(5) 通路横断管渠

管の内径は最小φ600 mm、基礎構造は土被り、土質等により異なりますので、規格、寸法等併せて出張所でお尋ね下さい。

(6) マンホール

管渠の埋設延長が20m以上にわたる場合、15m～20mの間隔で清掃用マンホールを設置してください。

その場合、設置箇所や通路上は避けてください。

マンホールにも集水枘同様、深さ 0.2 mの土砂溜を設けて下さい。

(7) 法面保護工

盛土、又は切土を伴う場合は原則として、盛土は 1:1.5、切土は 1:1 とし、芝張で法面保護をしてください。盛土の場合は、原則として「道路土工施工指針」を参考に施工して下さい。

(8) 歩道及び緑地帯

通路部以外の道路敷地には、可能な限り歩道及び、緑地帯を設置して下さい。なお、設置する際は出張所担当者と相談して下さい。

歩道設置計画のある箇所については、歩道余裕幅を官民境界に沿って確保して下さい。

(9) 照明施設の設置

出入り車両の多い大型店舗、ドライブイン、ガソリンスタンド等については、照明施設を設置してもらう場合があります。

(10) その他の構造物

その他の構造物については、「土木構造物基準設置書 国土交通省」

「土木工事基準設計図書 東北地方整備局」によりますので、出張所にお尋ね下さい。

○近年バリアフリー化に伴い国土交通省で基準が出来てきている状況である。下記に示すのは可能な限り当出張所でも実施・運用する方針です。並びに24条工事も原則的に同等な基準としますので参考として下さい。

「歩道の形式」

a. 歩道面を車道面より高く、かつ縁石天端高さより低くする構造（セミフラット形式）とする。

「歩道の高さ」

b. 歩道面と車道面の高低差5cmとすることを原則として、地形、気象、沿道の状況及び交通安全施設の設置状況を考慮し、雨水等の適切な排水を勘案して決定するものとする。

「縁石の高さ」

c. 歩道に設ける縁石の車道等に対する高さは、歩行者の安全な通行を確保する為15cm以上とする。

d. 構造物を保全する為に必要な場合には25cmまで高くすることが出来る。

e. 歩行者の安全な通行が確保されている場合であって、排水が確保出来る場合には、必要に応じ5cmまで低くすることが出来る。

◎通信管路（光ケーブル）が路面下に埋設されている箇所があります。工事により損傷・切断した場合には、各関係省庁へのネットワーク等が麻痺し多大な損害をあたえると事となりますので施工にあたっては十分に注意すること。万が一切断等をした場合には担当職員へ即時報告をするものとする。

◎明らかな現況平面、計画平面が現地と相異がある場合、通信管路（光ケーブル）移設又は切り回しにかかる費用は申請者が自ら負担することとする。左記により工期に変更が生じた場合は変更申請を提出すること。但し当初申請工期内で完成出来る場合はこの限りではない。又、変更が大規模な場合、又は担当職員が当初申請と著しい相異があると判断した場合は許可を取り消す場合がある。

◎本手引きによる書式をそのまま使用し提出する場合はページ番号を消し提出すること。

VI. 承認申請後提出書類

1. 工事の着工

「道路工事施行承認書」が交付され工事に着工する場合、次の書類を提出して下さい。

提出部数：1部

1) 工事着工届（様式－1）

2) 工事工程表及工事責任者通知書（様式－3）及び施工体系図（様式－4）

3) 所轄警察署長の道路使用許可の写し（許可条件書も添付してください）

4) 施工計画打ち合わせ

実施工事前に実施工者が施工計画書を作成し、打ち合わせの上、着工すること。変更が生じた場合も同様とする。施工計画書は「東北地方整備局制定の共通仕様書」に準じて作成すること。

5) 品質試験成績表の提出

コンクリート二次製品、アスファルト合材、コンクリート、路盤材、その他製品で指示した場合は、提出すること。

6) 施工管理

「東北地方整備局制定の共通仕様書」に準じること。

写真管理を必ず行うこと

下記は最低限を記載しています。

(1) 安全管理（保安体制状況等）

(2) 出来型管理（厚さ、幅、長さ、合材搬入温度、敷均し温度、解放温度）

(3) 品質管理（指示した場合－アスファルト等）

7) 施工上の注意点

(1) 保安施設は「東北地方整備局制定の共通仕様書」に準拠し交通整理員は、必ず赤・緑の旗（75×75cm程度）で交通処理を行うこと（昼間）夜間については誘導灯を使用すること。

(2) 施工箇所付近の埋設物の調査は必ず実施して下さい。（NTT、電力、上下水道、ガス、情報管路等）

(3) 工事期間中であっても工事をしていない時には、注意標識類を全面撤去または被覆する。

(4) 道路使用許可及び道路管理者の許可条件に反した作業を行った場合、又は発見した場合には作業の中止及び許可の取り消し等の措置をとる事があります。

(5) 作業を行う場合には工事開始1週間以上前に予定表を出張所にFAXして下さい。尚、現道上に規制がかかる場合には「リアルタイム路上工事情報システム（週間予定・緊急）」表へ記載し、FAX又は、メールにてお知らせ下さい。

2. 工事の完了

承認工事が完了した場合、工事の完成検査を行います。検査の結果、承認内容等に適合しない場合は、当該不適合箇所を是正し、再検査を受けなければなりません。

提出部数：1部

- 1) 工事完了届（様式ー2）
- 2) 工事完成図
- 3) 工事写真 「着工前、完成、出来型管理（厚さ、幅、長さ等）」A4サイズに整理すること。
- 4) 上記の完了届については「東北地方整備局制定の共通仕様書」に準拠し関係図書を提出すること

3. 工事期間変更届

工事において申請時の完了期間に終了しない場合に提出すること。変更理由と変更した完了期間と併せて記入する
ただし、許可までに2～3週間程かかるため事前に提出する必要がある。

4. 道路工事取り下げ願い

工事がある理由によって取り下げる場合に理由等を明記し提出すること。
(1部)

※注意：一度取り下げした申請箇所は、原則として再び許可することは難しい。

5. 現場発生品調書（様式 36）

今回の工事によって不要となった現場発生品で再利用できるものについて返却と一緒に提出すること。

6. 標準処理期間

道路法第24条に基づく請願工事の標準処理期間は、1ヶ月以内であるが、**申請書類の不備等を補正するために要する期間は含みません**。又、事前打ち合わせを担当職員と行うこと。※担当職員が不在な場合もあります。その場合に要する期間も処理期間には含まない。尚、先例のない場合など申請の内容によっては1ヶ月を超えることもあります。前述の事を踏まえ、十分時間に余裕を持って、申請して下さい。

(記入例)

[事務所保管]

(申請用)

道路工事施行承認申請書

なるべく押印願います

道路管理者

東北地方整備局長 殿

平成 年 月 日

〒

住所・氏名は所有者、担当者・TELは申請の担当者の名前等を記入

住所 _____

氏名 _____

担当者 _____

TEL _____

道路法第24条の規定により、道路工事施行承認を申請します。

施工目的	新築工事における車両出入口の設置	
施工場所	路線名	4・45・48号 ^{上り} _{下り} 歩道・車道・その他 ()
	場所	施工場所の住所を記入
工事概要	工事種別	施工数量
	歩道工 歩車道境界ブロック設置工 L型側溝工	面積及び延長を記入する 期間までに終了しない場合、「工期変更届」と提出していただくため、多めに期間を取っていただきたい。
工事の期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	日間
施工方法	直営・請負 施工業者 住所 業者名 担当者 連絡先	業者名を記入する
添付書類	位置図、現況図、計画図、構造図、交通規制図、工事仕様書、公図(写)、求積表、誓約書同意書、現況写真、その他 ()	
備考	あてはまる箇所に○をすること	

記載要領

- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。(申請者押印)
- 「工事概要」の欄には、「工事種別」として歩道切下げ、植樹帯移設等の工事の内容を、「施工数量」として延長、面積等の施工規模を記入すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。施工箇所が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 「工事の期間」の欄には、工事実施から完了までの期間を記載すること。仮移設等を含む場合は復旧までの期間を含めて記載すること。
- 「施工方法」欄の施工業者については、未定の場合にはその旨記載すること。また、その時には工事着手までに報告すること。
- 「添付書類」の欄には、添付した書類に○を付し、その他必要な書類を添付した場合には、その書類名を()内に記載すること。
・位置図は1/50,000程度の平面図を、現況図・計画図はそれぞれ現況及び完成後の平面図(1/1,000程度)及び縦横断面図を指し、誓約書とは、施工後に施工箇所を道路管理者に引き継ぐ旨を約した書面を指し、同意書とは水路管理者、隣地所有者等の関係者の同意を証する書面を指す
- その他必要な事項については、「備考」欄に記載する。
例) 概算工事費、道路の現況、道路区域の変更の有無等

(記入例)

平成 年 月 日

東北地方整備局長 殿

住所・氏名・申請箇所
の地番を記入。
押印を必ずすること。

申請者
住所
氏名
申請箇所地番

印

申 請 理 由 書

今般、下記により 2 4 条申請します。

記

1 . 従来 の 用途

更地で建物無し

2 . 今般 の 計画

今般、駐車場を新設する計画である。

申請地に入入りするために幅員 4 m の乗入口を設置する。

3 . 最大 出入り 車両

普通車

4 . その他

なし

(記入例)

平成 年 月 日

東北地方整備局長 殿

住所・氏名・申請箇所
の地番を記入。
押印を必ずすること



申請者

住所

氏名

印

申請箇所地番

確 約 書

今般、道路法24条に基づき請願工事の申請書提出にあたり、工事完成後、道路敷内に広告・看板の設置、工作物の存置等の不法占用や不法駐車、その他一切の違反行為をしないことに書面をもって確約します。

(記入例)

平成 年 月 日

東北地方整備局長 殿

住所・氏名・申請箇所
の地番を記入。
押印を必ずすること。

申請者
住所
氏名
申請箇所地番
印

誓 約 書

上記地先の道路法24条申請につきまして、将来現道路の構造・形状等が変更された場合、今般の申請において店舗・ガソリンスタンド・コンビニ等を経営する場合は、道路工事等により利益損失が生じた場合であっても、道路が公衆の一般的利用に供されている事の反射的利益と考え損失補償等に関して、道路管理者に対して何等の異議の申し立ては致しません。

24条工事完了後は速やかに道路管理者に帰属することを書面をもって誓約致します。

平成 年 月 日

東北地方整備局長 殿

申請者

住所

氏名

印

申請箇所地番

申 請 理 由 書

今般、下記により24条申請します。

記

1. 従来 of 用途

2. 今般 of 計画

3. 最大出入り車両

4. その他

平成 年 月 日

道路管理者

東北地方整備局長 殿

申請者

住所

氏名

印

申請箇所地番

確 約 書

今般、道路法24条に基づき請願工事の申請書提出にあたり、工事完成後、道路敷内に
広告・看板の設置、工作物の存置等の不法占用や不法駐車、その他一切の違反行為をしな
いことを書面をもって確約します。

平成 年 月 日

道路管理者
東北地方整備局長 殿

申請者

住所

氏名

印

申請箇所地番

誓 約 書

上記地先の道路法24条申請につきまして、将来現道路の構造・形状等が変更された場合、今般の申請において店舗・ガソリンスタンド・コンビニ等を経営する場合は、道路工事等により利益損失が生じた場合であっても、道路が公衆の一般的利用に供されている事の反射的利益と考え損失補償等に関して、道路管理者に対して何等の異議の申し立ては致しません。

24条工事完了後は速やかに道路管理者に帰属することを書面をもって誓約致します。

平成 年 月 日

仙台河川国道事務所長 殿

住所
氏名
担当者
連絡先

道 路 工 事 着 工 届

平成 年 月 日付け 承国東整仙道管一道 第 号で許可
を受けた道路工事を下記により着工するので、届け出ます。

記

工 事 の 目 的	
工 事 の 施 工 場 所	一般国道 号 k p
着 工 年 月 日	平成 年 月 日
完 了 予 定 年 月 日	平成 年 月 日
工 事 の 方 法	直 営 ・ 請 負
備 考	

(注)

1. 本届書は記名のみで可とし、押印は要しない。
2. 本届書の他に工事工程表及び工事責任者通知書と道路使用許可書の写しを添付すること。

平成 年 月 日

仙台河川国道事務所長 殿

住所
氏名
担当者
連絡先

道 路 工 事 完 了 届

下記のとおり 工事を完了したので届け出ます。

記

許可番号及び年月日	承国東整仙道管一道 第 号 平成 年 月 日
工 事 の 目 的	
施 工 場 所	一般国道 号 k p
工 期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
完 了 年 月 日	平成 年 月 日

(注)

1. 本届書は記名のみで可とし、押印は要しない。
2. 着工前・施工中・完了・保安体制状況（行程毎）の写真をA4サイズで提出すること。
3. 推進・シールド工事については、縦横断測定表を提出すること。

上記工事は、平成 年 月 日検査の結果完了を確認する。

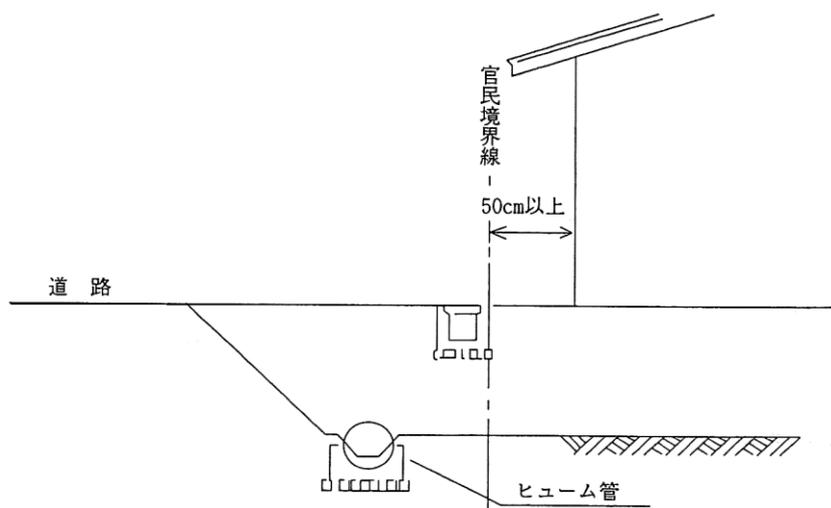
平成 年 月 日 仙台河川国道事務所
石巻国道維持出張所長

＜参考資料＞

○沿道の建物の法的規制及び設備計画

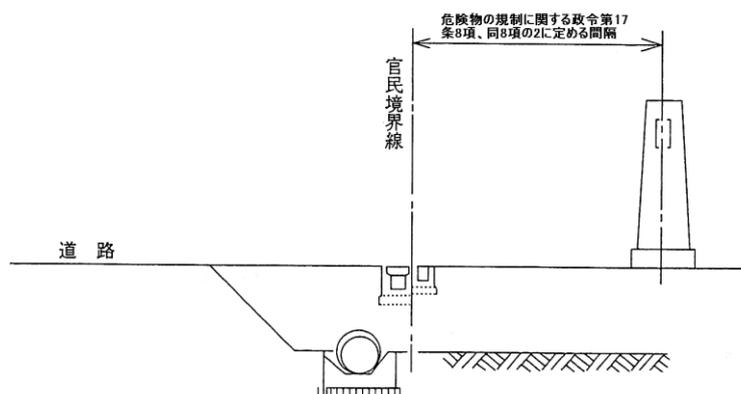
1. 民家に類するもの

民法第234条に「建物を築造するには、境界線より50cm以上の距離を存することを要す」と規定されている。これは、建物の壁の外側と境界線の間隔が50cm以上で、しかも軒先が境界線から隣接地に出ることを規制しているものである。また、建築基準法第65条に「都市計画区域内の防火地域または準防火地域内にある建築物で外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる」旨の規定があるので前記の隣地境界線は、国道の官民境界線もこれを準処するものとする。



2. ガソリンスタンドに類するもの

ガソリンスタンドについては、危険物の規制に関する政令（昭和34年9月26日政令第306号）第17条給油取扱所の基準の8項の規定により、道路境界線（官民境界線）からの離隔及び民地境界からの離隔を確保する。



「危険物の規制に関する政令」（昭和34年9月26日政令第306号）抜粋

第17条8項

固定給油設備は、次に掲げる道路境界線等からそれぞれ当該道路境界線等について定める間隔を保つこと。ただし、総務省令で定めるところによりホース機器と分離して設置されるポンプ機器については、この限りでない。

イ 道路境界線 次の表に掲げる固定給油設備の区分に応じそれぞれ同表に定める間隔

固定給油設備の区分		間 隔
懸垂式の固定給油設備		4メートル以上
その他の固定給油設備	固定給油設備に接続される給油ホースのうちその全長が最大であるものの全長（以下このイ及び次号イにおいて「最大給油ホース全長」という。）が3メートル以下のもの	4メートル以上
	最大給油ホース全長が3メートルを超え4メートル以下のもの	5メートル以上
	最大給油ホース全長が4メートルを超え5メートル以下のもの	6メートル以上

- ロ 敷地境界線 2メートル以上
ハ 建築物の壁 2メートル（給油取扱所の建築物の壁に開口部がない場合には、1メートル）以上

同条 8 の 2

固定注油設備は、次に掲げる固定給油設備等からそれぞれ当該固定給油設備等について定める間隔を保つこと。ただし、総務省令で定めるところによりホース機器と分離して設置されるポンプ機器については、この限りでない。

- イ 固定給油設備 省略
ロ 道路境界線 次の表に掲げる固定注油設備の区分に応じそれぞれ同表に定める間隔

固定給油設備の区分		間 隔
懸垂式の固定給油設備		4メートル以上
その他の固定給油設備	固定注油設備に接続される注油ホースのうちその全長が最大であるものの全長（以下このロにおいて「最大注油ホース全長」という。）が3メートル以下のもの	4メートル以上
	最大注油ホース全長が3メートルを超え4メートル以下のもの	5メートル以上
	最大注油ホース全長が4メートルを超え5メートル以下のもの	6メートル以上

- ハ 敷地境界線 1メートル以上
ニ 建築物の壁 2メートル（給油取扱所の建築物の壁に開口部がない場合には、1メートル）以上

なお、民地側から流出する汚水、汚油等は、民地側に排水溝及び沈殿槽を設け処理する規定となっている。

また、流末については、原則として道路用側溝には流入させないものとする。

3. 小売店舗等に類するもの

道路敷地内での荷物の積卸しは、一般車両及び歩行者の通行に著しい影響を与えるとともに、交通事故を誘発することとなるので避けなければならない。

4. 駐車場、バス会社の車庫等

大規模な駐車場を有する施設の車両乗入れ部は出口と入口とを別個に設ける等実施するものとする。

承認工事の取扱いについて（内規）

I. 承認工事について

1. 承認工事とは

公物である道路は、道路管理者が責任をもって全面的に管理するのが原則であるが、道路管理者以外の者でも道路に関する工事や維持を行う必要がある場合があり、このような場合は、道路管理者の承認を受けて工事を行うことができる。（法第24条）

(1) 道路管理者は次のとおりである。（法第18条）

- 1) 指定区間内の国道 建設大臣
- 2) 指定区間外の国道 都道府県知事又は指定市の長
- 3) 都道府県道 都道府県又は指定市
- 4) 市町村道 市町村

(2) 道路管理者以外の者とは(1)の道路管理者以外であれば国の行政機関、地方公共団体、公法人、私人のいずれの者であってもよい。

(3) 道路に関する工事又は道路の維持とは、道路の新設、改築、修繕又は維持であるが、承認工事で行う道路に関する工事は私人等が、工場、ガソリンスタンド、商店や住宅を沿道に築造し、車両の出入のための道路敷内を切土、盛上し車両乗入れ部造成する工事、歩道の切下げ工事等が主なものである。

(4) 道路の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的補充、その他道路の構造に影響を与えない道路の維持については承認を必要としない。（令第3条）

2. 工事の費用

承認工事に要する費用は承認を受けた者が負担しなければならない。（法第57条）

3. 工作物等の引継

承認工事によって道路敷内に設けられる工作物、施設等は工事完成後道路管理者に引継がれ国に帰属する。

4. 取付道路

国道との平面交差となる新設取付道路の取扱いについては、「国道と他の新設道路との取付けの取扱いについて」（昭和52年11月1日建東道一計第187号、建東道管第175号道路部長通知）により処理するものとする。

5. 他の道路管理者の扱い

他の道路管理者（県知事、指定市の長、市町村）の管理する県道及び市町村道の取付け、又は拡幅等の工事の取扱いは、道路法に規定がないため、承認工事の申請に準じた両者の協議により処理するものとする。

6. 審査上の注意事項

承認申請があったときは、書類を審査するとともに現地調査をするものとする。審査等にあたっては、下記の点に留意すること。

- (1) 住所、氏名、捺印、施行目的等に誤りがないか。
- (2) 関係書類が整備され、工事内容が明確にされているか。
- (3) 用地境界に誤りはないか。
- (4) 民地内に荷物の積卸しする場所が確保できるよう建物が配置されているか
- (5) 場内の混雑のため進入車両が国道上に停滞し、国道を通行する一般車両等に影響を与えないような場内設備の配置になっているかどうか。
- (6) 工事内容が現地に適合しているか。
- (7) 承認基準に合致しているか。
- (8) 直轄工事計画がないか。
- (9) 工事箇所占用物件がないか。

- (10) 特記条件を付す必要はないか。
- (11) 他の法令の適用がないか。
- (12) 第三者との利害関係はないか。

Ⅲ． 承認について

1． 承認

承認工事の承認にあたっては、工事を行う必要性、設計及び実施計画の合理性並びに道路管理上の支障の有無等を総合的に勘案して承認しなければならない。

2． 承認書の交付

承認工事を承認する場合においては、承認書（別紙様式－１）を申請者に交付するものとする。

3． 条件

道路の構造を保全し、交通の危険を防止しその他円滑な交通を確保するために必要な条件を付すことができる。ただし、条件は承認を受けた者に不当な義務を課すことのないものでなければならない。

4． 承認条件書

承認に際して一般的条件は、承認別紙条件書（炉U紙様式－２）によるものとし、特に必要と認めた場合においては特記条件を追記するものとする。

5． 承認台帳

申請者工事台帳（別紙様式－３）を作成し、保管しなければならない。

6． 承認標示板の掲示

承認工事の現場には道路工事承認標示板（別紙様式－４）を見易い位置に掲示させるものとする。

Ⅳ． 監督検査等について

1． 施工監督

工事の着手前に道路使用許可書の写し、工事工程表及び着手届を提出させ、施工中は工事の進捗状況を常に把握し承認内容と異なる工事の施工、条件の不履行等のないよう指導監督しなければならない。

2． 完成検査

承認工事が完成した場合は完成届を提出させ、工事の完成検査を行うものとし、検査の結果、承認内容等に適合しない場合は、当該不適合箇所の是正を指導し再検査をしなければならない。

道路工事施行承認別紙条件書

- 第1 工事着手前に道路交通法第77条第1項の規定による所轄警察署長の許可書の写し、工事着手届及び工事責任者を明らかにした、工事工程表を事務所長（以下「事務所長」という。）に提出し、細部打合せのうえ着工すること。
また、工事が完了したときは、すみやかに文書をもって事務所に届出、検査を受けること。
- 第2 第1の検査の結果、承認条件に適合しないため不合格と認められたときは、事務所長の指示に従い、工事完了後再検査を受けること。
- 第3 工事の時期は、事務所長の指示に従うこと。
- 第4 工事中は、事務所長の指示又は監督に従い、かつ工事現場に工事責任者を常駐させること。
- 第5 この工事により道路（附属物を含む）又は第三者に損害を与えたときは、申請者の負担をもって原形復旧及び損害の賠償をすること。
- 第6 この工事によって道路敷に設けた工作物、物件又は施設は、工事完了検査後道路管理者に引継ぎ、国に帰属するものとする。
ただし、道路敷に設けた工作物、物件又は施設については、申請者において常に善良なる注意義務をもって良好な状態を保持すること。
- 第7 申請箇所に道路管理者の許可なく、工作物、物件又は施設を設けない。材料、物品等を置かないこと。
- 第8 工事現場には、事務所長の指示に従い、別に定める承認標示板を申請者の負担により提出しておくこと。
- 第9 工事の実施にあたっては、一般交通に支障を与えないよう特に注意するとともに、危険防止のため工事箇所に事務所長の指示に従い「東北地方建設局保安施設設置基準」に基づく保安施設を設置すること。
- 第10 盛土施工の際は、良質な土砂を用い、層厚20センチメートル毎にランマーその他適当な締固機械で十分つき固めること。
- 第11 工事の施行にあたっては、国道路面を汚染しないこと。
- 第12 工事完了後、官民境界を明らかにするため用地境界杭を、事務所職員立会いのもとに、申請者の負担をもって設置すること。
- 第13 工事完了後、残土及び残材料等があるときは、これをすみやかに道路敷外に搬出し、付近を清浄にし、道路管理上及び交通上支障ないようにすること。
- 第14 道路敷内（上空部分を含む）には、広告、看板類を設置しないこと。
- 第15 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可、その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分が受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取消され、もしくは効力を失つたときは、本承認も失効する。